

改 正 案	現 行																		
(略：改正なし) (略：改正なし) (略：改正なし) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	別紙様式第一号 別紙様式第一号の二（第七条の九関係） 別紙様式第一号の三（第七条の十一関係） <u>別紙様式第一号の四（第八条・第十三条第一項関係）</u> <u>別紙様式第一号の五（第十一条第四号関係）</u> <u>別紙様式第二号（第十一条第五号関係）</u> <u>別紙様式第三号（第十一条第六号関係）</u> <u>別紙様式第三号の二（第十一条第六号の二関係）</u> <u>別紙様式第四号（第十一条第七号関係）</u> <u>別紙様式第五号（第十一条第八号関係）</u> <u>別紙様式第六号（第十四条関係）</u> <u>別紙様式第七号（第十五条関係）</u> <u>別紙様式第八号（第十六条関係）</u>																		
<p>別紙様式第2号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">（第1面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者(郵便番号)</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">電話番号() -</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">登 録 申 請 書</p> <p>金融先物取引法第57条の規定により金融先物取引業者の登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く）。 <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">※ 登録番号</th> <th style="width: 80%;">財務(支)局長 第 号(年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 資本の額</td> <td>別添1のとおり</td> </tr> <tr> <td>3. 役員の氏名</td> <td>別添2のとおり</td> </tr> <tr> <td>4. 営業所又は事務所の名称及び所在地</td> <td>別添3のとおり</td> </tr> <tr> <td>5. 他に事業を行っているときは、その事業の種類</td> <td>別添5のとおり</td> </tr> <tr> <td>6. 加入する協会の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 加入する金融</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	※ 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	(ふりがな)		1. 商号又は名称		2. 資本の額	別添1のとおり	3. 役員の氏名	別添2のとおり	4. 営業所又は事務所の名称及び所在地	別添3のとおり	5. 他に事業を行っているときは、その事業の種類	別添5のとおり	6. 加入する協会の名称		7. 加入する金融		(新設)
※ 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)																		
(ふりがな)																			
1. 商号又は名称																			
2. 資本の額	別添1のとおり																		
3. 役員の氏名	別添2のとおり																		
4. 営業所又は事務所の名称及び所在地	別添3のとおり																		
5. 他に事業を行っているときは、その事業の種類	別添5のとおり																		
6. 加入する協会の名称																			
7. 加入する金融																			

先物取引所の 名称又は商号	
------------------	--

(記載上の注意)

1. 「※登録番号」欄には、記載しないこと。
2. 「他に事業を営んでいるときは、その事業の種類」欄は、日本標準産業細分類により記載すること。

(注意事項)

商号又は加入する協会若しくは金融先物取引所を変更した場合には、第 15 条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添 1: 資本の額) (第 3 面)

資 本 金 額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第 15 条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添 2: 役員の氏名) 商号 (第 4 面)

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第 15 条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添 3: 営業所又は事務所の名称及び所在地) 商号 (第 5 面)

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

営業者又は事務所に変更があった場合には、第 15 条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所については、別添 4 に記載すること。

(別添 4: 無人の営業所又は事務所の状況) 商号 (第 6 面)

(年 月 日現在)

財務局等名	無人の営業所又は事務所を統括する営業所 又は事務所		無人の営業 所又は事務 所の数
	名 称	所 在 地	
			計 店

(注意事項)

営業所又は事務所の数は、無人の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局等毎に記載すること。

無人の営業所若しくは事務所を統括する営業所若しくは事務所又は無人の営業所若しくは事務所の数に変更があった場合には、第 15 条による届出書

に、本様式により作成した変更後の無人の営業所又は事務所を統括する営業所又は事務所の名称及び所在地並びに変更後の無人の営業所又は事務所の数を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添5：他に営んでいる事業の種類) 商号 (第7面)
(年 月 日現在)

他に行っている事業の種類

(注意事項)

他に営んでいる事業の種類に変更があった場合には、第15条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営んでいるすべての事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

別紙様式第3号(第16条関係)

(日本工業規格A4)

対象議決権保有届出書

年 月 日

商号、名称又は氏名

所在地、住所又は居所 印

届出義務発生日 年 月 日

(新設)

1 提出者が対象議決権を保有する金融先物取引業者又は金融先物持株会社に
関する事項

金融先物取引業者又は金融先物持株会社の商号	
本店の所在地	

2 提出者に関する事項

1 個人 2 法人	
(ふりがな) 商号、名称又は氏名	
(ふりがな) 所在地、住所又は居所 電話番号	
(ふりがな) 代表者の氏名	
保有の目的	
提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
特別の関係にある者が保有する議決権の数	
金融先物取引業者又は金融先物持株会社の総株主の議決権の数	(B)
議決権保有割合	(A/B×100)

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (1) この様式において「議決権」とは、法第59条第2項に規定する議決権をいう。
- (2) この様式において「特別の関係にある者」とは、令第11条第1項に規定する特別の関係にある者をいう。

- (3) この様式において「金融先物持株会社」とは、金融先物取引業者の持株会社（法第 59 条第 1 項第 10 号に規定する持株会社をいう。）
- (4) 第 16 条第 5 項の委託を受けた場合は、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）について「2 提出者に関する事項」に記載すること。

2 個別事項

(1) 届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 20 以上の議決権（法第 59 条第 4 項の規定により保有しているとみなされる議決権を含む。）の保有者となった日を記載すること。

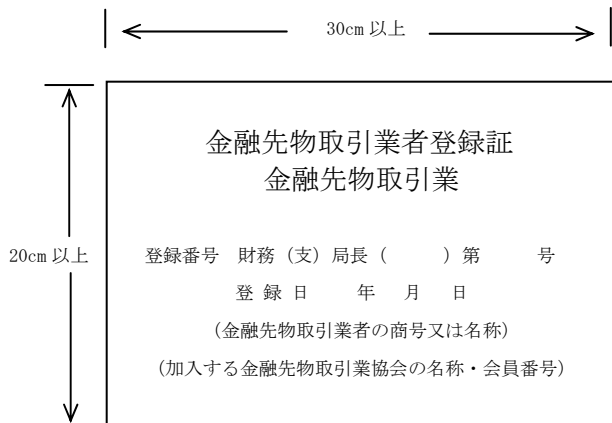
(2) 提出者が対象議決権を保有する金融先物取引業者又は金融先物持株会社に関する事項

「本店の所在地」欄には当該金融先物取引業者又は金融先物持株会社の本店の所在する都道府県名を記載すること。

(3) 提出者に関する事項

- イ 「1 個人 2 法人」欄には、該当する番号を○印で囲むこと。
- ロ 個人の場合は、「代表者の氏名」欄は空欄とすること。
- ハ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
- ニ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する金融先物取引業者又は金融先物持株会社の議決権の数を記載すること。
- ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には、法第 59 条第 4 項第 1 号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

別紙様式第 4 号（第 17 条関係）



別紙様式第 5 号（第 27 条関係）

（日本工業規格 A4）
（第 1 面）

第 期事業報告書

〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕
年 月 日提出

(削除) (削除)
登録番号 財務（支）局長（ ）第 号

商号又は名称

別紙様式第 9 号（第 17 条関係）

別紙様式第 10 号（第 27 条関係）

（日本工業規格 A4）
（第 1 面）

第 期事業報告書

〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕
年 月 日提出

許可番号 金融庁長官（ ）第 号
財務（支）局長（ ）第 号

商号又は名称

住 所

代 表 者 (印)

(記載上の注意)

- 「住所」は、外国法人にあつては国内における主たる営業所等の所在地を記載すること。
- 「代表者」は、当該法人の代表者の役職名及び氏名を記載するものとするが、外国法人にあつては日本における代表者の役職名及び氏名を記載して差し支えない。
- 外国法人については、金融先物取引法施行令第18条の読み替え規定に留意するものとする。外国法人の事業報告書の作成時点は原則として毎年3月末現在とするが、外国銀行及び証券会社など国内における本業に関する事業年度の末期が毎年3月末とされている法人以外の外国法人にあつて、原則によることが困難な場合は、当該法人の事業年度末現在で作成して差し支えないものとする。
- 金額は、単位未満を切り捨てるものとする。

(第2面)

I 業務の状況

- 登録年月日
- 営んでいる業務の種類
- 加入している金融先物取引業協会及び金融先物取引所
- 当期の業務概況
- 株主総会決議事項の要旨
- 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤		
総数	名	名	名	名
うち金融先物取引業従事者				
うち外務員				

② 役員状況

役職名	氏名	兼職の状況

(7) 営業所又は事務所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名
計店		計名

(8) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
その他(名)		%
計名		100.00%

(記載上の注意)

- 「(2) 営んでいる業務の種類」は、当期末現在において営んでいるその他業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場

住 所

代 表 者 (印)

(記載上の注意)

- 「住所」は、外国法人にあつては国内における主たる営業所等の所在地を記載すること。
- 「代表者」は、当該法人の代表者の役職名及び氏名を記載するものとするが、外国法人にあつては日本における代表者の役職名及び氏名を記載して差し支えない。

(第2面)

I 業務の状況

- 当初許可取得年月日
- 受けている免許等の種類
(新設)
- 当期の業務概況
(新設)
- 役員及び使用人の状況

(単位：人)

区分	当期(年月期)			前期(年月期)		
	役員	使用人	計	役員	使用人	計
全体						
うち 金融先物取引業従事者	()	()	()	()	()	()

(5) 営業所又は事務所の状況

(単位：カ所)

区分	当期(年月期)	前期(年月期)
全体	()	()
うち金融先物取引業を含む営業所等	()	()

(新設)

(記載上の注意)

- 「(2) 受けている免許等の種類」は、行政官庁から受けている免許、許可等のうち主要なものに係る業務又は業種名並びに自社及びその海外

合には、その旨を注記すること。

2. 「(3) 加入している金融先物取引業協会及び金融先物取引所」は、当期末現在において加入している金融先物取引業協会及び国内および海外の金融先物取引所の名称又は商号を記載すること。また、会員資格、取引資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

3. 「(4) 当期の業務概況」は、当該事業年度における重要施策及び重要事項、受託取引及び自己取引の状況並びに今後の課題、方針その他特記事項を含めた内容を取引所金融先物取引等と店頭金融先物取引に区分して記載すること。

4. 「(5) 株主総会決議事項の要旨」は、当期にかかる定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

5. 「(6) 役員及び使用人の状況」の「①役員及び使用人の総数」は、当期末現在における役員（法57条第1項第3号に規定する役員）、使用人及び外務員について記載すること。

6. 「(6) 役員及び使用人の状況」の「②役員」は、当期末現在における役員（法57条第1項第3号に規定する役員）について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、監事及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載は要しない。

7. 「(7) 営業所又は事務所の状況」は、当期末現在における（主たる営業所を含む）すべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

8. 「(8) 株主の状況」は、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、対象議決権保有割合（総株主の議決権に占める当該持株に係る議決権の数の割合）を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(第3面)

(9) 取引所金融先物取引等の状況

(略)

現地法人が取得している国内及び海外の金融先物取引所に係る取引資格（会員金融先物取引所にあつては、会員資格）の状況を記載すること。

2. 「(3) 当期の業務概況」は、当該事業年度における重要施策及び重要事項、受託取引及び自己取引の状況並びに今後の課題、方針その他特記事項を含めた内容の記述とすること。

3. 「(4) 役員及び使用人の状況」中の「全体」欄には、有価証券報告書中の「役員の状況」及び「従業員の状況」を基礎として記載し、有価証券報告書によることのできない場合は他の方法により適宜記載すること。また、「うち金融先物取引業従事者」欄には、主たる営業所における金融先物取引業務を組織的に専任して行う部署を直接統括する役員及び当該部署に所属する職員のうち金融先物取引業務を実際に行っている者（専任又は兼任を問わない。）の数と、従たる営業所における営業所等を統括する者及び金融先物取引業務を実際に行っている者の数を合計したものを記載すること（専任者の数を（ ）内書すること。）。

4. 「(5) 営業所又は事務所の状況」中の「全体」欄には、営業所を行わない駐在員事務所その他事務所は含めないこと。また、「うち金融先物取引業を含む営業所等」欄には、金融先物取引業を行う営業所等として当局に届け出ている営業所等を記載すること（海外に所在する営業所等の数を（ ）内書すること。）。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(第3面)

(6) 金融先物取引の状況

① 国内

イ. 受託取引

(単位: 枚)

市場・種類		当期(年月期)	前期(年月期)
	取引数量	()	()
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量	()	()

	建玉残	売建		
		買建		
		取引数量	()	()
	建玉残	売建		
		買建		
		取引数量	()	()
	建玉残	売建		
		買建		
		取引数量	()	()
	建玉残	売建		
		買建		
		取引数量	()	()
	建玉残	売建		
		買建		
		取引数量	()	()
	建玉残	売建		
		買建		
		取引数量	()	()
	建玉残	売建		
		買建		
		取引数量	()	()
受託取引 合計 (国内)		取引数量	()	()
	建玉残	売建		
		買建		

(記載上の注意)

1. 当該事業年度内に自己取引又は受託取引として行った金融先物市場又は海外金融先物市場におけるすべての取引について記載すること。ただし、海外の営業所等が行った海外の委託者からの海外金融先物市場での受託取引は取引に含めないこと。
2. 「市場・種類」は、取引所別、種類別（オプションについてはプット又はコール別）及び商品別に記載し、さらに取引所ごとに取引数量を小計し、それらを合計すること。
3. 「国内合計」及び「海外合計」は、取引所別に商品ごとの受託取引及び自己取引を合計し、取引所ごとの取引数量を小計し、それらを合計すること。
4. 「取引数量」は、売付と買付の合計取引枚数を記載すること。なお、最終決済（受渡決済及び最終決済）、オプションの権利行使、割当及び消滅は取引に含めないが、権利行使及び割当により成立した金融先物取引等に係る売付及び買付は取引に含めるものとする。
5. 「建玉残」の「売建」及び「買建」は、売建玉及び買建玉の双方を差引きをせず両建とし、各期末時点におけるそれぞれの残高枚数を記載すること。
6. 媒介取引に係る数量を（ ）内書すること。
7. 株式会社金融先物取引所の清算参加者（会員金融先物取引所にあつては、清算会員）が行った非清算参加者（会員金融先物取引所にあつては

(略)

(第4面)

、一般会員)からの清算受託取引は取引に含めないこと。

8. 信託業務を行っている銀行が、自社の信託勘定から受注した取引は受託取引に含めるものとする。

9. 上記1. から8. までは、第4面から第9面までにおいて準用する。

(第4面)

ロ. 自己取引

(単位:枚)

市場・種類		当期(年月期)	前期(年月期)
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
自己取引 合計 (国内)	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	

(第5面)

(第5面)

(略)

ハ. 国内合計

(単位:枚)

市場・種類	当期(年月期)	前期(年月期)
-------	---------	---------

	取引数量		
建玉残	売建		
	買建		
	取引数量		
建玉残	売建		
	買建		
	取引数量		
建玉残	売建		
	買建		
	取引数量		
建玉残	売建		
	買建		
	取引数量		
建玉残	売建		
	買建		
	取引数量		
建玉残	売建		
	買建		
	取引数量		
建玉残	売建		
	買建		
国内合計	取引数量		
建玉残	売建		
	買建		

(第6面)

(第6面)

(略)

② 海外

イ. 受託取引

(単位: 枚)

市場・種類		当期(年 月 期)	前期(年 月 期)
	取引数量	()	()
建玉残	売建		
	買建		
	取引数量	()	()
建玉残	売建		

		買建		
	取引数量		()	()
	建玉残	売建		
		買建		
	取引数量		()	()
	建玉残	売建		
		買建		
	取引数量		()	()
	建玉残	売建		
		買建		
	取引数量		()	()
	建玉残	売建		
		買建		
	取引数量		()	()
	建玉残	売建		
		買建		
受託取引 合計 (海外)	取引数量		()	()
	建玉残	売建		
		買建		

(第7面)

(第7面)

(略)

ロ. 自己取引

(単位: 枚)

市場・種類		当期(年月期)	前期(年月期)
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	

(略)

(第8面)

		買建		
	取引数量			
	建玉残	売建		
		買建		
	取引数量			
	建玉残	売建		
		買建		
	取引数量			
	建玉残	売建		
		買建		
自己取引 合計 (海外)	取引数量			
	建玉残	売建		
		買建		

(第8面)

八. 海外合計

(単位: 枚)

市場・種類		当期(年 月期)	前期(年 月期)
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量		
	建玉残	売建	

		買建		
	取引数量			
	建玉残	売建		
		買建		
	取引数量			
	建玉残	売建		
		買建		
海外合計	取引数量			
	建玉残	売建		
		買建		

(第9面)

(第9面)

③ 総計

(単位：枚)

市場・種類			当期(年 月期)	前期(年 月期)	
国内	受託取引	取引数量	()	()	
		建玉残	売建		
			買建		
	自己取引	取引数量			
		建玉残	売建		
			買建		
	計	取引数量			
		建玉残	売建		
			買建		
海外	受託取引	取引数量	()	()	
		建玉残	売建		
			買建		
	自己取引	取引数量			
		建玉残	売建		
			買建		
	計	取引数量			
		建玉残	売建		
			買建		
計	受託取引	取引数量	()	()	
		建玉残	売建		
			買建		
	自己取引	取引数量			
	建玉残	売建			

(略)

		買建		
総計	取引数量			
	建玉残	売建		
		買建		

(新設)

(第 10 面)

(10) 店頭金融先物取引の状況

種 類		当 期 (年 月 期)	前 期 (年 月 期)
	取引数量	()	()
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量	()	()
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量	()	()
	建玉残	売建	
		買建	
	取引数量	()	()
	建玉残	売建	
		買建	

(記載上の注意)

1. 当該事業年度内に一般顧客と行った店頭金融先物取引について記載すること。
2. 「種類」は、種類別（金利、外国為替、先物、オプション等（オプションについてはプット又はコールの別）の別、さらに外国為替先物・オプションについては通貨の組み合わせ別）に記載し、「1万米ドル」、「1千米ドル」及び「1万ユーロ」のように取引単位を記載すること。
3. 「取引数量」は、売付と買付の合計取引数量又は金額を記載すること。なお、受渡しによる決済、オプションの権利行使及び消滅は取引に含めないが、権利行使により成立した店頭金融先物取引に係る売付及び買付は取引に含めるものとする。
4. 「建玉残」の「売建」及び「買建」は、売建玉及び買建玉の双方を差引きせず両建とし、各期末時点におけるそれぞれの残高数量又は金額を記載すること。
5. 媒介取引に係る数量又は金額を（ ）内書すること。

(第 11 面)

(11) 委託者等の状況

- ① 取引所金融先物取引等口座数
(略)

(第 10 面)

(7) 委託者の状況

- ① 金融先物取引口座数

区 分	当 期 (年 月 期)	前 期 (年 月 期)
約 諾 書 徴 求 数	()	()
設 定 口 座	()	()

② 店頭金融先物取引口座数

区 分	当 期 (年 月 期)	前 期 (年 月 期)
約諾書徴求数		
└─ 設定口座		
└─ 取引実績口座		
媒介約諾書徴求数		

③ 大口委託者の状況

(単位：枚又は取引通貨単位)

(略)

(記載上の注意)

- 「① 取引所金融先物取引等口座数」中の「約諾書徴求数」は、期末時点における国内及び海外取引所金融先物取引等口座設定約諾書の延べ徴求数を、「② 店頭金融先物取引口座数」中の「約諾書徴求数」は、期末時点における店頭金融先物取引口座設定約諾書の延べ徴求数を記載すること。
- 「① 取引所金融先物取引等口座数」中の「設定口座」は、各期末時点における国内及び海外取引所金融先物取引等口座の総数を、「② 店頭金融先物取引口座数」中の「設定口座」は、各期末時点における店頭金融先物取引口座の総数を記載すること。
- 「① 取引所金融先物取引等口座数」及び「② 店頭金融先物取引口座数」中の「取引実績口座」は、各期中において1回以上取引の実績があった口座の数を記載すること。
- 「① 取引所金融先物取引等口座数」及び「② 店頭金融先物取引口座数」中の「媒介約諾書徴求数」は、期末時点における媒介約諾書の延べ徴求数を記載すること。

取引実績口座	()	()
媒介約諾書徴求数	()	()

(新設)

② 大口委託者の取引状況

(単位：枚)

区分	取扱部店	委託者名	業 種	取引数量	建玉残高	
					売建玉	買建玉
当期 (年 月期)						
前期 (年 月期)						

(記載上の注意)

- 「① 金融先物取引口座数」中の「約諾書徴求数」は、期末時点における国内及び海外金融先物取引口座設定約諾書の延べ徴求数を記載すること。
- 「① 金融先物取引口座数」中の「設定口座」は、各期末時点における国内及び海外金融先物取引口座の総数を記載すること。
- 「① 金融先物取引口座数」中の「取引実績口座」は、各期中において1回以上取引の実績があった口座の数を記載すること。
- 「① 金融先物取引口座数」中の「媒介約諾書徴求数」は、期末時点における媒介約諾書の延べ徴求数を記載すること。
- 「① 金融先物取引口座数」は、海外市場での取引に係るものの数を

5. 「① 取引所金融先物取引等口座数」は、海外市場での取引に係るものの数を () 内書すること。
6. 「③ 大口委託者の取引状況」中の「委託者等」は、年間取引数量が取引所金融先物取引等については1,000枚以上の上位5者を、店頭金融先物取引については上位5者を記載すること。(取引所金融先物取引等及び店頭金融先物取引を行った場合には、各取引の上位5者を区分して記載すること。)
7. 「③ 大口委託者の取引状況」中の「業種」は、外国銀行、建設業、商事会社等の種別を適宜表記すること。

(第12面)

(12) 取引所金融先物取引等に係る証拠金等の残高

(略)

() 内書すること。

6. 「② 大口委託者の取引状況」中の「委託者」は、年間取引数量が1,000枚以上の上位5者を記載すること。
7. 「② 大口委託者の取引状況」中の「業種」は、外国銀行、建設業、商事会社等の種別を適宜表記すること。

(第11面)

(8) 証拠金等の残高

① 受入証拠金等

(単位：千円)

種 類	当 期 (年 月 期)	前 期 (年 月 期)
差 換 預 託 分	()	()
	()	()
現 金	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券 等	()	()
	()	()
預 金	()	()
	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券	()	()
	()	()
外 貨 建 有 価 証 券	()	()
	()	()
そ の 他	()	()
	()	()
直 接 預 託 分	()	()
	()	()
現 金	()	()
外 貨	()	()

有価証券等	() ()
	() ()
預金	() ()
	() ()
外貨	() ()
有価証券	() ()
	() ()
外貨建 有価証券	() ()
	() ()
その他	() ()
	() ()
合計	() ()
	() ()

(記載上の注意)

- 各期末時点での残高を記載すること。
- 「差換預託分」とは、自らに対して預託させるために顧客から受け入れたものをいい、「直接預託分」とは、代理人として取引所又は他の金融先物取引業者に預託するために顧客から受け入れたものをいう。
- 海外市場での取引に係るものの数を () 内書すること。
- 各種類の下段は評価額(時価)を、上段は各証拠金等充当額(評価額×掛目)を記載すること。
- 評価額は、市場相場のあるものは各期末時点の最終価格とし、市場相場のないものはその最終気配値相場とするが、これらによることが困難な場合は簿価を評価額として記載すること。なお、差し入れている海外市場での取引に係る充当有価証券等の評価及び充当額の計算に当たっては、当該取引所等が定める方法に準拠するものとする。ただし、金融先物と証券先物の証拠金を合算して預託し、その区分が困難な場合には、合計の金額を記載して差し支えない。
- 「外貨」及び「外貨建有価証券」は、それぞれの通貨の各期末時点におけるT T 仲値(外国為替取引に係る電信売相場と電信買相場の中間値)により円換算した金額を合計して記載すること。
- 上記1. 及び3. から6. までは、第12面及び第13面において準用する。

(第12面)

② 差入証拠金等

(単位:千円)

種 類	当 期 (年 月 期)	前 期 (年 月 期)
自己取引分	()	()

(記載上の注意)

- 各期末時点での残高を記載すること。
- 「差換預託分」とは、自らに対して預託させるために顧客から受け入れたものをいい、「直接預託分」とは、代理人として取引所又は他の金融先物取引業者に預託するために顧客から受け入れたものをいう。
- 海外市場での取引に係るものの数を () 内書すること。
- 各種類の下段は評価額(時価)を、上段は各証拠金等充当額(評価額×掛目)を記載すること。
- 評価額は、市場相場のあるものは各期末時点の最終価格とし、市場相場のないものはその最終気配値相場とするが、これらによることが困難な場合は簿価を評価額として記載すること。なお、差し入れている海外市場での取引に係る充当有価証券等の評価及び充当額の計算に当たっては、当該取引所等が定める方法に準拠するものとする。ただし、金融先物と証券先物の証拠金を合算して預託し、その区分が困難な場合には、合計の金額を記載して差し支えない。
- 「外貨」及び「外貨建有価証券」は、それぞれの通貨の各期末時点におけるT T 仲値(外国為替取引に係る電信売相場と電信買相場の中間値)により円換算した金額を合計して記載すること。
- 上記1. 及び3. から6. までは、第13面及び第14面において準用する。

(第13面)

② (略)

	()	()
現金	()	()
外貨	()	()
有価証券等	()	()
預金	()	()
外貨	()	()
有価証券	()	()
外貨建 有価証券	()	()
その他	()	()
差換預託分	()	()
現金	()	()
外貨	()	()
有価証券等	()	()
預金	()	()
外貨	()	()
有価証券	()	()
外貨建	()	()

有価証券

(略)

(第 14 面)

	()	()
	()	()
そ の 他	()	()

(第 13 面)

(単位：千円)

種 類	当 期 (年 月 期)	前 期 (年 月 期)
直接預託分	()	()
	()	()
現 金	()	()
外 貨	()	()
有価証券等	()	()
	()	()
預 金	()	()
	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券	()	()
	()	()
外 貨 建 有 価 証 券	()	()
	()	()
そ の 他	()	()
	()	()
合 計	()	()
	()	()

(記載上の注意)

1. 「差換預託分」とは、委託取引について自らのために取引所又は他の金融先物取引業者に預託したものをいい、「直接預託分」とは、委託取引について顧客の代理人として取引所又は他の金融先物取引業者に預託したものをいう。

(14) 店頭金融先物取引に係る証拠金等の残高

① 受入証拠金等

(単位：千円)

種 類	当 期 (年 月 期)	前 期 (年 月 期)
現 金	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券 等	()	()
	()	()
預 金	()	()
	()	()
外 貨	()	()
有 価 証 券	()	()
	()	()
外 貨 建 有 価 証 券	()	()
	()	()
そ の 他	()	()
	()	()
合 計	()	()
	()	()

(記載上の注意)

- 各期末時点での残高を記載すること。
- 評価額は、市場相場のあるものは各期末時点の最終価格とし、市場相場のないものはその最終気配相場とするが、これらによることが困難な場合は簿価を評価額として記載すること。
- 「外貨」及び「外貨建有価証券」は、それぞれの通貨の各期末時点における T T 仲値（外国為替取引に係る電信売相場と電信買相場の中間値）により円換算した金額を合計して記載すること。
- 上記 1. から 3. までは、第 16 面において準用する。

② 差入証拠金等

(単位：千円)

種 類	当 期 (年 月 期)	前 期 (年 月 期)

現金	()	()
外貨	()	()
有価証券等	()	()
	()	()
預金	()	()
	()	()
外貨	()	()
有価証券	()	()
	()	()
外貨建 有価証券	()	()
	()	()
その他	()	()
	()	()
合計	()	()
	()	()

(第17面)

(15) 取引所金融先物取引等に係る自己取引の状況

(略)

(16) 取引所金融先物取引等の受託取引に係る収支状況

(略)

(第14面)

(9) 自己取引の状況

(単位：枚、千円)

取引区分	当期(年月期)	前期(年月期)
ヘッジ取引	取引数量 ()	()
	実現損益 ()	()
その他の取引	取引数量 ()	()
	実現損益 ()	()
	評価損益 ()	()

(10) 受託取引に係る収支状況

(単位：千円)

取引区分	当期(年月期)	前期(年月期)
取引受入手数料	()	()

清算受託手数料	()	()
受託手数料	()	()
取引支払手数料	()	()
清算受託手数料	()	()
委託手数料	()	()

(17) 店頭金融先物取引の受託等の取引に係る収支状況

(単位：千円)

取引区分	当 期 (年 月 期)	前 期 (年 月 期)
取引受入手数料等		
取引受入手数料		
売 買 差 益		
そ の 他 収 益		
取引支払手数料等		
取引支払手数料		
売 買 差 損		
そ の 他 支 出		

(記載上の注意)

- 「(15) 取引所金融先物取引等に係る自己取引の状況」中の「ヘッジ取引」とは、現在保有している又は将来保有する予定の資産及び負債のリスクを減少させるため、先物市場でその反対ポジションを設定する取引をいい、期中の実現損益をネットで記載すること。
- 「(15) 取引所金融先物取引等に係る自己取引の状況」中の「その他の取引」とは、ヘッジ取引以外の取引をいい、期中の実現損益及び期末の評価損益をネットで記載すること。
- 「(15) 取引所金融先物取引等に係る自己取引の状況」は、損失の場合は▲表示すること。
- 「(15) 取引所金融先物取引等に係る自己取引の状況」は、外貨建の実現損益及び評価損益については、各金融先物取引業者が通常行っている経理処理の方法により円換算したものを計上すること。
- 「(15) 取引所金融先物取引等に係る自己取引の状況」は、海外市場での取引に係るものの枚数又は金額を()内書すること。
- 「(16) 取引所金融先物取引等の受託取引に係る収支状況」は、海外市場での取引に係るものの金額を()内書すること。
- 「(16) 取引所金融先物取引等の受託取引に係る収支状況」中の「取引受入手数料」及び「取引支払手数料」は、消費税相当額を含めて計上すること。
- 「(17) 店頭金融先物取引の受託等の取引に係る収支状況」中の「取引受入手数料」は、消費税相当額を含めて計上すること。
- オプションのプレミアムは、受入プレミアムと支払プレミアムとの差額を「売買差益」又は「売買差損」に含めて記載すること。
- 「その他収益」及び「その他支出」は、取引受入手数料、取引支払手

(新設)

(記載上の注意)

- 「(9) 自己取引の状況」中の「ヘッジ取引」とは、現在保有している又は将来保有する予定の資産及び負債のリスクを減少させるため、先物市場でその反対ポジションを設定する取引をいい、期中の実現損益をネットで記載すること。
- 「(9) 自己取引の状況」中の「その他の取引」とは、ヘッジ取引以外の取引をいい、期中の実現損益及び期末の評価損益をネットで記載すること。
- 「(9) 自己取引の状況」は、損失の場合は▲表示すること。
- 「(9) 自己取引の状況」は、外貨建の実現損益及び評価損益については、各金融先物取引業者が通常行っている経理処理の方法により円換算したものを計上すること。
- 「(9) 自己取引の状況」は、海外市場での取引に係るものの枚数又は金額を()内書すること。
- 「(10) 受託取引に係る収支状況」は、海外市場での取引に係るものの金額を()内書すること。
- 「(10) 受託取引に係る収支状況」中の「取引受入手数料」及び「取引支払手数料」は、消費税相当額を含めて計上すること。

(新設)

数料、売買差損益を除く収支で、受託取引に係る収支（例えばスワップポイントの授受による収支等）を記載すること。

(第 18 面)

(新設)

(18) 自己資本規制比率の状況

		当 期 末
基本的項目 (A)		百万円
補充的項目	その他有価証券評価差額金（評価益）等	
	金融先物取引責任準備金等	
	一般貸倒引当金	
	長期劣後債務	
	短期劣後債務	
計 (B)		
控除資産 (C)		
固定化されていない自己資本 (A) + (B) - (C) (D)		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	計 (E)	
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100		%

(記載上の注意)

- 自己資本規制比率は、小数点以下第 2 位以下を切り捨て、小数点第 1 位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日及び弁済期日又は償還期日を注記すること。

(19) 分別保管等の状況

(新設)

① 取引所金融先物取引等にかかる委託証拠金その他の証拠金

	摘 要	管理区分	当期末残高	前期末残高	備 考
現 金			百万円	百万円	
有 価 証 券 等					

① 店頭金融先物取引にかかる委託証拠金その他の証拠金

	摘 要	管理区分	当期末残高	前期末残高	備 考
現 金			百万円	百万円	
有 価 証 券 等					

(記載上の注意)

- 「摘要」欄には、現金については第 29 条の 6 第 1 項各号から、有価証券等については同条各号から該当するものを記載すること。
- 「管理区分」欄には、現金については「預金」及び「金銭信託」か

ら、有価証券等については「自己保管」及び「第三者保管」から該当するものを記載し、第三者保管の場合は、当該第三者の商号又は名称を「備考」欄に記載すること。

(第19面)

II 経理の状況

(1)貸借対照表

年 月 日 現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
1流動資産			1流動負債		
現金預け金			預り金		
現金			支払手形		
預け金			借入有価証券		
受取手形			短期借入金		
所有有価証券			前受金		
短期貸付金			未払金		
前払金			その他の流動負債		
未収金					
その他の流動資産					
2固定資産			2固定負債		
建物・構築物			社債		
機械器具及び備品			長期借入金		
車両その他運搬具			退職給与引当金		
土地			その他の固定負債		
その他の有形固定資産					
無形固定資産					
3投資等			3特別法に基づく引当金		
投資有価証券(株式会社金融先物取引所を除く。)			金融先物取引責任準備金		
出資金(会員金融先物取引所を除く)					
長期貸付金					
その他の投資					
繰延資産					

(第15面)

II 経理の状況

(1)貸借対照表

年 月 日 現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
1流動資産			1流動負債		
現金預け金			預り金		
現金			支払手形		
預け金			借入有価証券		
受取手形			短期借入金		
所有有価証券			前受金		
短期貸付金			未払金		
前払金			その他の流動負債		
未収金					
その他の流動資産					
2固定資産			2固定負債		
建物・構築物			社債		
機械器具及び備品			長期借入金		
車両その他運搬具			退職給与引当金		
土地			その他の固定負債		
その他の有形固定資産					
無形固定資産					
3投資等			3特別法に基づく引当金		
投資有価証券(株式会社金融先物取引所を除く。)			金融先物取引責任準備金		
出資金(会員金融先物取引所を除く)					
長期貸付金					
その他の投資					
繰延資産					

(第16面)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
4株式会社金融先物取引所 にかかる資産			4株式会社金融先物取引 所にかかる負債		
金融先物取引所株式			自己差金勘定		
信 認 金			委託者等差金勘定		
同 充 当 有 価 証 券			取引所に係るその他負債		
損 失 担 保 金					
同 充 当 有 価 証 券 等					
自己清算会員証拠金					
同 充 当 有 価 証 券 等					
受託業務清算参加者証拠 金					
同 充 当 有 価 証 券 等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
株式会社金融先物取引所 に係るその他資産					
5取引参加者に係る資産			5取引参加者に係る負債		
自己非清算参加者証拠金			受託業務預り顧客証拠金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
自己委託保証金			受託業務預り委託保証金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務非清算参加者証拠 金			自己差金勘定		
同 充 当 有 価 証 券 等			委託者等差金勘定		
受託業務委託保証金			取引参加者に係るその 他負債		
同 充 当 有 価 証 券 等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
取引参加者に係るその他 資産					

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
4株式会社金融先物取引所 にかかる資産			4株式会社金融先物取引所 にかかる負債		
金融先物取引所株式			自己差金勘定		
信 認 金			委託者差金勘定		
同 充 当 有 価 証 券			取引所に係るその他負債		
清 算 預 託 金					
同 充 当 有 価 証 券 等					
自己清算参加者証拠金					
同 充 当 有 価 証 券 等					
受託業務清算参加者証拠 金					
同 充 当 有 価 証 券 等					
自己差金勘定					
委託者差金勘定					
株式会社金融先物取引所 に係るその他資産					
5取引参加者に係る資産			5取引参加者に係る負債		
自己非清算参加者証拠金			受託業務預り顧客証拠金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
自己委託保証金			受託業務預り委託保証金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務非清算参加者証拠 金			自己差金勘定		
同 充 当 有 価 証 券 等			委託者差金勘定		
受託業務委託保証金			取引参加者に係るその他 負債		
同 充 当 有 価 証 券 等					
自己差金勘定					
委託者差金勘定					
取引参加者に係るその他 資産					

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
6委託者等に係る資産			6委託者等に係る負債		
現 金			預 り 金		
預 け 金			預 り 有 価 証 券		
保管委託者等有価証券			受託業務預り顧客証拠金		
差入委託者等有価証券			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務顧客証拠金			受託業務預り委託保証金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務委託保証金			委 託 者 等 差 金 勘 定		
同 充 当 有 価 証 券 等			委 託 者 等 未 取 金		
委 託 者 等 差 金 勘 定			委 託 者 等 に 係 る そ の 他 負 債		
委 託 者 等 未 取 金					
委託者等に係るその他資産					
7取引業協会に係る資産					
取 引 業 協 会 預 託 金					
金先責任準備金預託額			負 債 合 計		
同 当 期 末 繰 入 額					
協会に係るその他資産			資 本 の 部		
			資 本 金		
			資 本 剰 余 金		
			利 益 剰 余 金		
			利 益 準 備 金		
			任 意 積 立 金		
			当 期 未 処 分 利 益		
			又 は 当 期 未 処 理 損 失		
			(うち当期利益又は損失)		
			資 本 合 計		
資 産 合 計			負 債 及 び 資 本 合 計		

(記載上の注意)

1. 当該事業年度に係る有価証券報告書又は業務報告書等これに準ずる書面の提出をもって、本表の作成に代えることができる。
2. 会員金融先物取引所に係る科目については、「株式会社金融先物取引所」を「会員金融先物取引所」に、「金融先物取引所株式」を「取引所への出資金」に、「清算参加者」を清算会員に、「取引参加者」を「会員」に、「非清算参加者」を「一般会員」に改めて記載すること。
3. 海外における営業所等が行った海外の委託者からの海外市場での受託取引に係る資産及び負債は計上しないこと。
4. 取引差金、証拠金等については、それらの授受又は受払の時期（記帳

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
6委託者に係る資産			6委託者に係る負債		
現 金			預 り 金		
預 け 金			預 り 有 価 証 券		
保管委託者有価証券			受託業務預り顧客証拠金		
差入委託者有価証券			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務顧客証拠金			受託業務預り委託保証金		
同 充 当 有 価 証 券 等			同 充 当 有 価 証 券 等		
受託業務委託保証金			委 託 者 差 金 勘 定		
同 充 当 有 価 証 券 等			委 託 者 未 取 金		
委 託 者 差 金 勘 定			委 託 者 に 係 る そ の 他 負 債		
委 託 者 未 取 金					
委託者に係るその他資産					
7取引業協会に係る資産					
取 引 業 協 会 預 託 金					
金先責任準備金預託額			負 債 合 計		
同 当 期 末 繰 入 額					
協会に係るその他資産			資 本 の 部		
			資 本 金		
			資 本 剰 余 金		
			利 益 剰 余 金		
			利 益 準 備 金		
			任 意 積 立 金		
			当 期 未 処 分 利 益		
			又 は 当 期 未 処 理 損 失		
			(うち当期利益又は損失)		
			資 本 合 計		
資 産 合 計			負 債 及 び 資 本 合 計		

(記載上の注意)

1. 当該事業年度に係る有価証券報告書又は業務報告書等これに準ずる書面の提出をもって、本表の作成に代えることができる。
2. 会員金融先物取引所に係る科目については、「株式会社金融先物取引所」を「会員金融先物取引所」に、「金融先物取引所株式」を「取引所への出資金」に、「清算参加者」を清算会員に、「取引参加者」を「会員」に、「非清算参加者」を「一般会員」に改めて記載すること。
3. 海外における営業所等が行った海外の委託者からの海外市場での受託取引に係る資産及び負債は計上しないこと。
4. 取引差金、証拠金等については、それらの授受又は受払の時期（記帳

時)を基準として計上すること。

5. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載して差し支えない。
6. 上記1.については、第22面及び第23面において準用する。また、上記4.については、第22面において準用する。

(第22面)

(略)

時)を基準として計上すること。

5. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載して差し支えない。
6. 上記1.については、第18面及び第19面において準用する。また、上記4.については、第18面において準用する。

(第18面)

(2) 損益計算書
 自 年 月 日
 至 年 月 日

収 益			費 用		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
1 経常収益			1 経常費用		
預 け 金 利 息			借 入 金 利 息		
貸 付 金 利 息			そ の 他 支 払 利 息		
有 価 証 券 利 息 配 当 金			営 業 経 費		
そ の 他 受 入 利 息			(人 件 費)	()	()
受 入 手 数 料			(物 件 費)	()	()
(清 算 受 託 手 数 料)	()	()	(そ の 他)	()	()
(受 託 手 数 料)	()	()	支 払 手 数 料		
そ の 他 経 常 収 益			(清 算 委 託 手 数 料)	()	()
(有 価 証 券 売 却 益)	()	()	(委 託 手 数 料)	()	()
(そ の 他 経 常 収 益)	()	()	そ の 他 経 常 費 用		
金 融 先 物 自 己 取 引 収 益			(金 先 取 引 債 権 償 却 額)	()	()
			(有 価 証 券 売 却 損)	()	()
			(そ の 他 経 常 費 用)	()	()
			金 融 先 物 自 己 取 引 損 失		
経 常 収 益 計			経 常 費 用 計		
			経 常 損 益		
2 特別利益			2 特別損失		
動 産 不 動 産 処 分 益			動 産 不 動 産 処 分 損		
債 権 償 却 取 立 益			金 先 責 任 準 備 金 繰 入 額		
金 先 責 任 準 備 金 取 崩 額					
特 別 収 益 計			特 別 損 失 計		
			特 別 損 益		
(記載上の注意)			税 引 前 当 期 利 益		
1. 海外における営業所等が行った海外の委託者からの海外市場での受託取引に係る収益及び費用は計上しないこと。			(税 引 前 当 期 損 失)		
2. 決済損益等については、それらの授受又は受払の時期(記帳時)を基準として計上すること。			法 人 税 等 引 当 金		
3. 外貨建の収益及び費用については、各金融先物取引業者が通常行っている経理処理の方法により円換算したものを計上すること。			当 期 利 益		
			(当 期 損 失)		
			前 期 繰 越 利 益 金		
			(前 期 繰 越 損 失 金)		
			〇〇積立金取崩額		
			中 間 配 当 額		
			利 益 準 備 金 積 立 額		
			当 期 未 処 分 利 益 金		
			(当 期 未 処 理 損 失 金)		

(第19面)

(3) 第 期 利 益 処 分
 (年 月 日)

(単位:千円)

科 目	金 額	備 考
-----	-----	-----

(第23面)

(略)

当 期 未 処 分 利 益 金		
任 意 積 立 金 取 崩 額		
計		
利 益 処 分 額		
利 益 準 備 金		
配 当 金		1株につき 現金 円 株式 円
役 員 賞 与 金		
任 意 積 立 金		
次 期 繰 越 利 益 金		

(4) 第 期 損 失 金
(年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
当 期 未 処 理 損 失 金		
損 失 処 理 額		
任 意 積 立 金 取 崩 額		
利 益 準 備 金 取 崩 額		
資 本 準 備 金 取 崩 額		
次 期 繰 越 損 失 金		

別紙様式第 6 号(第 30 条の 4 関係)

(新設)

外 務 員 登 録 申 請 書

_____ 殿

収 入 印 紙 1000 円 消印しないこと

申 請 者	申請年月日		代表者印
	商号又は名称		
	代表者の役職 氏名		

外務員の登録を受けたいので、金融先物取引法第 95 条第 3 項の規定により登録を申請します。

外 務 員	氏 名	フリガナ	性 別	1. 男 2. 女
			生年月日	年 月 日
	役員又は使用人の別	1. 役員 2. 使用人	役職名	
外務員の職務を行ったことの有無及び期間			1. 有	2. 無
自	至	金融先物取引業者名		

別紙様式第 7 号(第 30 条の 6 関係)

(新設)

外 務 員 変 更 届 出 書

_____ 殿

申 請 者	申請年月日		代表者印
	商号又は名称		
	代表者の役職 氏名		

登録を受けた外務員に変更が生じたので、金融先物取引法第 98 条第 1 項の規定により届け出ます。

変 更 前			変 更 後		変更年月日
(フリガナ) 外務員氏名	役員又は 使用人の別	生年月日	(フリガナ) 外務員氏名	役員又は 使用人の別	
()	1. 役員 2. 使用人	年 月 日	()	1. 役員 2. 使用人	年 月 日
()	1. 役員 2. 使用人	年 月 日	()	1. 役員 2. 使用人	年 月 日
()	1. 役員 2. 使用人	年 月 日	()	1. 役員 2. 使用人	年 月 日
()	1. 役員 2. 使用人	年 月 日	()	1. 役員 2. 使用人	年 月 日
()	1. 役員	年	()	1. 役員	年

	2. 使用人	月 日		2. 使用人	月 日